

政治家は贈らない！

有権者は求めない！



寄附はNO!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/t01/>

埼玉県選挙管理委員会

検索

埼玉県選挙管理委員会・東京都選挙管理委員会・千葉県選挙管理委員会・神奈川県選挙管理委員会
さいたま市選挙管理委員会・千葉市選挙管理委員会・横浜市選挙管理委員会・川崎市選挙管理委員会・相模原市選挙管理委員会
平成 26 年 7 月発行